

行政不服審査法の審査請求に係る標準審理期間及び審理員候補者名簿について名古屋法務局における行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の審査請求に係る標準審理期間(法16条)及び審理員候補者(法17条)について、次のとおり定めましたので、お知らせします。

R4.2.2更新

処分等の分類	審理員となるべき者	標準審理期間
処分の根拠となる法令等名		
戸籍謄本の交付請求等についての市町村長の処分	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
	首席登記官の職にある職員	
	国籍課長の職にある職員	
	供託課長の職にある職員	
不動産登記法(他の法令において準用される場合を含む。)に係る登記官の処分(企業担保権に関する登記に係るものを除く。)	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
	首席登記官(不動産登記担当を除く。)の職にある職員	
	戸籍課長の職にある職員	
	国籍課長の職にある職員	
供託法に係る供託官の処分	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
	首席登記官の職にある職員	
	戸籍課長の職にある職員	
	国籍課長の職にある職員	
商業登記法(他の法令において準用される場合を含む。)に係る登記官の処分(企業担保権に関する登記に係るものを含む。)	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
	首席登記官(法人登記担当を除く。)の職にある職員	
	戸籍課長の職にある職員	
	国籍課長の職にある職員	
法務局における遺言書の保管等に関する法律に係る遺言書保管官の処分	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
	首席登記官の職にある職員	
	戸籍課長の職にある職員	
	国籍課長の職にある職員	